

【新設】（取得価額の合計額が 60 億円を超えるかどうかの判定）

42 の 12 の 4-5 の 2 措置法第 42 条の 12 の 4 の規定の適用上、一の生産等設備を構成する特定機械装置等（同条第 1 項第 2 号に規定する特定機械装置等をいう。以下同じ。）の取得価額の合計額が 60 億円を超えるかどうかは、その特定機械装置等が記載された同項に規定する特定経営力向上計画ごとに判定することに留意する。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の対象となる特定機械装置等の取得価額の上限の判定単位について明らかにしている。
- 2 令和 7 年度の税制改正により、本制度の対象となる資産に特定機械装置等のうちその中小企業者等の特定認定に係る特定経営力向上計画に記載されたものが追加されたが（措法 42 の 12 の 4 ①）、この新たに追加された特定機械装置等に係る特別償却限度額又は税額控除限度額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額（以下「基準取得価額」という。）は、各特定機械装置等の取得価額の合計で 60 億円を頭打ちとし、一の生産等設備を構成する特定機械装置等の合計額が 60 億円を超える場合には、基準取得価額は、60 億円にその特定機械装置等の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とされた（措法 42 の 12 の 4 ①二）。
- 3 ここで、逐次、生産等設備の整備を進めているような場合は、その整備の規模をどのような単位で捉えるか疑問が生ずる。これについては、その整備に係る特定経営力向上計画ごとに一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が 60 億円を超えるかどうかで判定することを、本通達において留意的に明らかにしている。